

北名古屋市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第12項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年3月22日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 清水晃治

6 北 児 第 5 0 号

令和6年3月13日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年2月26日付け6北監第8号で財政援助団体等監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

1 【指摘事項】

<スクルドエンジェル保育室北名古屋園>

交付した補助金額に影響はなかったが、児童課へ提出する書類の一部に記載誤りや記載漏れがあった。

<所管課：児童課>

地域型保育給付費の加算部分の申請について、申請書の提出年月の記載があったものの、提出日が空欄のまま受領していた。法人より書類の提出があった際は記載内容を確認し、不備があれば訂正を指示されたい。

2 【措置状況】

<スクルドエンジェル保育室北名古屋園>

指摘事項については、今後、書類の記載内容を十分に確認したうえで提出するよう指導しました。

<所管課：児童課>

指摘事項については、今後、適正な手続き及び事務処理に努めます。

3 【監査委員意見】

<スクルドエンジェル保育室北名古屋園>

事業所と利用者が交わす契約書の記載事項の見直しを適宜行い、改善すべき事項が見受けられる場合には法令等に則り所要の修正を行うことを検討されたい。

4 【措置状況】

<スクルドエンジェル保育室北名古屋園>

意見については、内容及び運用を精査し、改善を検討するよう指導します。